



子育て世代の皆さん！厚真町で子育てしてみませんか？



「かみあつまきらいタウン」、「ハートフルタウン」入居者募集のご案内

子育てのための各種支援制度や教育環境が充実している厚真町では、子育て世代の皆さんに厚真町で子育てしていただくため、「かみあつまきらいタウン」、「ハートフルタウン」の入居者を募集します。

この住宅は、町外から厚真町に移住を希望するご家族の方で一定の条件を満たしていれば、どなたでも応募することが可能です。

ぜひこの機会に、“自然豊かな田園の町”厚真町で、毎日健やかに子育てをしてみませんか？

入居者を募集する住宅

- ・ かみあつまきらいタウン
(木造平屋 1 戸建 平成27年度建設 3LDK 延べ床面積 89.44 m²) 1 戸
- ・ ハートフルタウン 2 戸
(木造2階建メソネットタイプ 平成 29 年度建設 3LDK 延べ床面積 90.26 m²)

住宅の所在

- ・ かみあつまきらいタウン : 厚真町字上厚真 544 番地
- ・ ハートフルタウン : 厚真町表町44番地4

募集期間

- ・ 令和 5 年2月1日(水)～令和 5 年2月15日(水)
- * 郵送による応募も受付けていますが、その場合は2月15日必着です。

入居決定時期(応募者多数の場合には選考により決定します。)

- ・ 令和5年2月下旬予定 * 入居開始はおおよそ3月上旬以降となりますが、申請により5月下旬頃まで延長することが可能です。

入居資格

- ・ 入居できるのは、次のすべての要件を満たす方です。
 - ① 町外から厚真町に移住(住民登録)すること。
 - ② 入居を予定している世帯の所得月額が以下の式に当てはまる方。
$$\{ \text{世帯の所得合計} - (\text{同居する人数} \times 38 \text{万円}) \} \div 12$$
$$= 158,000 \text{円以上} 487,000 \text{円以下} ※ \text{であること。}$$

★ 以下の場合には計算方法が変わります。詳しくは担当課へお問合せ下さい。

 - ・ 同居者に老人扶養親族(70歳以上)、特定扶養親族(16歳以上23歳未満)がいる場合
 - ・ 障がい者がいる場合
 - ・ 寡婦控除もしくは、ひとり親控除の対象となっている場合
 - ・ 別居扶養親族がいる場合

(所得月額が158,000円以下であっても、今後所得の上昇が見込まれる場合は該当します。)

※ 収入ではなく所得の金額です。
 - ③ 同居者に小学生以下の扶養親族が1名以上いること。
 - ④ 税金など公的な支払に滞納のないこと。
 - ⑤ 犬、猫等のペットを飼育しない方。
 - ⑥ 入居者に暴力団関係者がいないこと。

その他

- ・ 厚真町では入退去時に室内の清掃は行っておりません。現状引渡しとなります。
- ・ ペットの飼育はできません。
- ・ 団地敷地内及び共用部の清掃や草刈り、除雪は厚真町では行いません。

入居期限

- ・同居する扶養親族が 18 歳に達することとなる日の属する年度の末日

(例) 家族にお子さんが2人いる場合で、

- ・1人目のお子さんが、令和16年10月1日で18歳になる
- ・2人目のお子さんが、令和18年12月1日で18歳になる場合。

この場合は、2人目のお子さんが令和18年12月1日で18歳になるので、
令和18年度の末日(令和19年3月31日)が入居期限となります。

入居申込方法と必要書類

- ・以下の書類を建設課建築住宅グループに提出してください。
 - ① 「厚真町子育て支援住宅入居申込書」(建設課建築住宅グループ又は厚真町ホームページにあります。)
 - ② 「住民票」(入居予定者全員分が必要になります。)(各市町村の住民課で発行できます。)
 - ③ 16歳以上の方全員分の「最新年度の所得課税証明書」(ただし学生の方は必要ありません)(各市町村の税務課で発行できます。)
もしくは「給与支給明細書」、新規就職・転職の該当者は会社の「給与支給明細書(予定)」
 - ④ 世帯全員分の「町税の滞納がないことの証明」もしくは「納税証明書」
(書類名称が異なる場合があるため各市町村の税務課にお問合せください。)

家賃額

- ・56,000 円/月を基準額として、扶養する 18 歳以下の子供 1 人につき 5,000 円が控除されます。

たとえば…、家族に小学生と保育園の 2 人の子どもがいる場合

5000 円×子ども 2 人分 = 10,000 円の控除となり

56,000 円(基本家賃) - 10,000 円(控除額) = 46,000 円

月々の家賃**46,000円!**で、

保育園のお子さんが18歳になるまでの期間入居できます。

* 入居期間中、子どもの人数により家賃の控除額が変わります。

敷金額

- ・決定家賃の 2 か月分の敷金を「契約手続」の際に納入いただきます。

問合せ先

厚真町役場建設課建築住宅グループ

電話 0145-27-2325 E-mail: kenchikujuutaku@town.atsuma.lg.jp